

## 忠岡町いじめ防止基本方針(案)(概要版)

### 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項(P.2～P.6)

#### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 <いじめ防止対策推進法(以下法)第2条>

#### 2 いじめの防止等に関する基本理念

- (1)いじめは絶対に許されない
- (2)対等で豊かな人間関係を築く
- (3)地域社会全体で取り組む

#### 3 いじめの未然防止

- (1)大人の役割と責任を果たす
- (2)子どもの人権意識を育む

#### 4 いじめの早期発見

- (1)小さな変化を見逃さない
- (2)情報を共有し迅速に対応する

#### 5 いじめへの対処

- (1)事実関係を確認し被害者のケアと安全確保を行う
- (2)いじめ行為には厳重な処分を行うとともに粘り強い指導を行う
- (3)集団全体の課題としてとらえる
- (4)いじめ解消の判断

①いじめに係る行為が止んでいること

行為が止んでいる状態が少なくとも3か月経過していること。

②被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

### 第2 いじめの防止等のために町教育委員会が実施する施策(P.6～P.7)

#### 1 いじめ防止等のための組織の設置

- (1)忠岡町いじめ問題対策連絡協議会の設置・運営(法第14条第1項に基づく)
- (2)忠岡町いじめ防止対策推進委員会の設置・運営(法第14条第3項に基づく)

#### 2 いじめの防止等のために実施する施策

- (1)未然防止
- (2)早期発見
- (3)いじめに対する措置

### 第3 いじめの防止等のために学校が実施する施策(P.7～P.9)

- 1 「学校いじめ防止基本方針」の策定
- 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置
- 3 学校におけるいじめの防止等に関する措置  
(1)未然防止 (2)早期発見  
(3)いじめに対する措置

### 第4 重大事態への対処(P.9～P.10)

#### 【重大事態の意味】

法第28条には、重大事態として以下の場合が記されている。

○生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

(例. 自殺企図、重大な傷害を負った等)

○いじめにより相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

#### 1 重大事態の報告

学校 → 町教委 → 町長

#### 2 調査の主体と組織

- (1)学校が主体となつて行う場合  
学校に常設している「いじめの防止等の対策等のための組織」が行う。
- (2)町教委が主体となつて行う場合  
対策推進委員会が行う。

#### 3 調査結果の報告及び提供

学校 → 町教委 → 町長

#### 4 町長による再調査等

##### (1)再調査の方法

・公平性・中立性をはかるため、法第30条2項に基づき、いじめ問題再調査のための組織を設置して行う。

・いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び結果を説明する。

##### (2)再調査の結果を踏まえた措置等

当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じる。

### 第5 その他いじめの防止等のための対策に関する事項(P.10)

町教委・・・本方針を必要に応じ見直し

学校・・・「学校基本方針」の評価・検証・見直し